

交野市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に存する住宅（以下「危険住宅」という。）の移転を促進することを目的として、危険住宅の移転を行う者に対する交野市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、交野市補助金交付規則（昭和48年規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象住宅)

第2条 補助金の交付対象となる危険住宅は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号以下。「土砂災害防止法」という。）第9条に基づき、土砂災害特別警戒区域として大阪府知事が指定した区域（土砂災害防止法第4条第1項に定められた基礎調査を完了し、区域指定される見込みのある区域を含む。）内に存する居室を有する交野市内の住宅で、土砂災害特別警戒区域に指定された日以前に建築された住宅で現に居住しているもの、又はこの区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上又は生活上の支障が生じ、交野市が移転勧告、是正勧告、避難指示、避難勧告等を行った地域の住宅で現に居住しているものとする。ただし、避難指示及び避難勧告については、当該指示又は勧告が発令された日から六月を経過している住宅に限る。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 前条に規定する補助対象住宅の所有者（共有名義の場合はその代表者）であること。
- (2) 所有者（共有名義の場合は共有者全員）が本市税を滞納していないこと。
- (3) 危険住宅の除却後は交野市内の特別警戒区域外に移転すること。
- (4) 補助対象住宅の所有者及び居住する世帯全員が、交野市暴力団排除条例（平成24年条例第31号）第2条第1号から第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とし、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号国土交通事務次官通知）に基づき国の交付金の交付対象となる事業のうち、急傾斜地崩壊対策等の災害防止に関する事業と同一箇所重複して施行されないものとする。

- (1) 危険住宅の除却を行う事業。
 - (2) 危険住宅の除却を行い、交野市内において土砂災害特別警戒区域以外の地域に当該住宅に代わる住宅（以下「新規住宅」という。）を購入又は建設及び改修（以下「購入等」という。）する事業。
- 2 前項各号に掲げる事業において、国その他から別の補助金等の交付を受けているものは補助対象としない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、前条の事業に要する経費のうち、次の各号に掲げるものと

する。

- (1) 危険住宅の除却に要する経費。(跡地整備に要する経費を含む。)
- (2) 購入等をした新規住宅又は除却した危険住宅の代わりに賃借する住宅への引越しに要する経費。
- (3) 危険住宅の除却後に新規住宅を建設又は改修する場合にあっては、当該建設又は改修が完了するまでの間に居住する住宅を賃借するための経費。(敷金を除き、入居の日から3月を経過する日までの家賃に限る。)
- (4) 新規住宅の購入等のために金融機関から借り入れた資金に係る利子。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に定める額の合計額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を上限とする。

- (1) 前条第1号から第3号までに掲げる経費の合計額又は975,000円のいずれか少ない額
- (2) 前条第4号に掲げる経費のうち、新規住宅の土地の購入に係る利子総額(年利率8.5%を限度とする。)又は960,000円のいずれか少ない額
- (3) 前条第4号に掲げる経費のうち、新規住宅の建物の購入等に係る利子総額(年利率8.5%を限度とする。)又は3,250,000円のいずれか少ない額

(事前協議)

第7条 この要綱により補助金の交付を受けようとする者(以下「補助申請者」という。)は、補助対象事業が複数年度にわたる場合は、初年度の補助金交付申請前に、補助対象事業に係る事業費の総額及び事業完了予定時期等について、事前に協議を行わなければならない。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、当該補助対象事業に着手する前に、交野市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 第4条第1号に掲げる事業

ア 危険住宅及びその敷地の登記事項証明書(未相続地にあっては、相続関係を明らかにした書類を含む。)

イ 危険住宅の位置図、平面図及び現況の外観写真

ウ 第5条第1号及び第2号に掲げる経費の見積書の写し

エ 本市の市税の滞納が無いことを証明する書類(発行日から1月以内のもの)

オ 補助金交付に関する同意書

カ その他市長が必要と認める書類

(2) 第4条第2号に掲げる事業

ア 前号アからオまでに掲げる書類

イ 危険住宅の除却後に新規住宅を建設又は改修する場合にあっては、第5条第3号に掲げる経費の見積書の写し

ウ 金融機関から借入れを予定している資金に係る建物及び土地の費目ごとに作成された借入金利子相当額の計算表

エ 新規住宅の位置図及び平面図

オ 新規住宅を建設する場合にあっては、新規住宅を建設する前の敷地及び周囲の状況が分かる写真

カ 新規住宅を改修する場合にあっては、新規住宅を改修する前の状況が分かる写真

キ その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第9条 市長は、補助金の交付の申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その交付の可否を決定し、交野市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）又は交野市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第10条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金をその目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 危険住宅の解体に伴い必要な手続きや発生した廃材の処理等は、関係法令を遵守し、適正に行うこと。
- (6) この要綱及び関係法令を遵守すること。
- (7) その他市長が必要と認める条件

(申請の取下げ)

第11条 第9条の規定により、補助金の交付決定の通知を受けた者（以下、「補助事業者」という。）は、交付決定通知書の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知書を受け取った日から14日以内に交野市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付取下げ書（様式第4号）を市長に提出することができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、行われなかったものとみなす。

(変更等の承認)

第12条 補助事業者は、交付決定通知書を受けた場合において、当該通知に係る補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止するときは、交野市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金変更申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する変更申請を受けた場合は、その内容を審査し、これを適当であると認めるときは、交野市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定変更通知書（様式第6号）又は交野市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定取消通知書（様式第7号。以下「交付決定取消通知書」という。）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)から30日を経過する日又は補助金の交付の決定を受けた年度の3月末日のいずれか早い日までに、交野市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金実績報告書(様式第8号。以下「実績報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 第4条第1号に掲げる事業

ア 危険住宅の除却工事の請負に係る内訳及びその根拠となる契約書等の写し

イ 危険住宅の除却後の跡地の写真

ウ 第5条第1号及び第2号に掲げる経費の領収書の写し

エ その他市長が必要と認める書類

(2) 第4条第2号に掲げる事業で新規住宅を購入する場合

ア 前号アからウまでに掲げる書類

イ 新規住宅の写真

ウ 住所変更後の住民票

エ 新規住宅の売買契約書の写し

オ 新規住宅の購入に要する費用の領収書の写し

カ 新規住宅の購入のために土地を購入した場合にあっては、当該土地の売買契約書の写し及び登記事項証明書

キ 借入金の利率及び利子総額を証する金融機関の証明書

ク その他市長が必要と認める書類

(3) 第4条第2号に掲げる事業で新規住宅を建設又は改修する場合

ア 前号アからウまでに掲げる書類

イ 第5条第3号に掲げる経費の領収書の写し

ウ 建設の場合にあっては建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第4項の確認済証の写し

エ 建設の場合にあっては建築基準法第7条第5項の検査済証の写し

オ 新規住宅の建設又は改修の工事請負契約書の写し

カ 新規住宅の建設又は改修に要する費用の領収書の写し

キ 新規住宅の建設のために土地を購入した場合にあっては、当該土地の売買契約書の写し及び登記事項証明書

ク 借入金の利率及び利子総額を証する金融機関の証明書

ケ その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、実績報告書の提出を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交野市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金確定通知書(様式第9号。以下「確定通知書」という。)

により、補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第15条 補助事業者は、確定通知書を受けた場合において、補助金の交付を受けようとするときは、交野市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付の決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 市長の承認を受けずに補助事業を変更し、中止し、若しくは廃止し、又は補助事業の遂行の見込みがないとき。

(4) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(5) 市長の指示に従わないとき。

(6) この要綱及び関係法令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、交付決定取消通知書により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交野市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金返還命令書(様式第11号)により、補助事業者に期限を決めて返還を命ずるものとする。

(立入検査等)

第18条 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、補助事業者に報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で、市職員に補助対象住宅等に立ち入らせ、現況等の調査若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問等をさせることができる。

(書類の保存)

第19条 補助事業者は、補助事業の遂行状況に関する書類及び帳簿等の関係書類を、補助金を交付した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。